

大阪府個人情報保護審議会答申（大個審答申第429号）

〔事案取扱票個人情報部分開示決定審査請求事案〕

（答申日：令和8年5月27日）

第一 審議会の結論

大阪府警察本部長が行った部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表に記載した情報については開示すべきである。

大阪府警察本部長が行ったその余の判断は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和〇年〇月〇日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、以下の内容で個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（個人情報開示請求の内容）

令和〇年〇月〇日か〇日に私が〇〇で〇〇警察の警察官に取り扱いを受けた記録

- 2 実施機関は、令和〇年〇月〇日付けで、法第82条第1項の規定により、本件請求に対応する行政文書として、

・〇〇事案取扱票（〇〇警察署：令和〇年〇月〇日・番号〇〇号）

（以下「本件対象情報」という。）を特定し、本件対象情報のうち（1）に掲げる部分を除いた部分を開示することとする個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、（2）のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

- （1）開示しないことと決定した部分

ア 警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名
イ 担当者の判断

- （2）開示しない理由

ア 警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名
法第78条第1項第5号に該当する。

本件対象情報（不開示部分）には、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名が記載されており、これを開示することにより、当該警察職員及びその家族等に危害が加えられるおそれがあり、ひいては犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

イ 担当者の判断

法第78条第1項第7号に該当する。

本件対象情報（不開示部分）には、担当者の判断が記載されており、これを開示することにより、今後同種の事案につき率直な判断を記載することを躊躇するようになるため、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- 3 令和〇年〇月〇日、審査請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、大阪府公安委員会（以下「諮問機関」という。）に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

違法不当

第四 審査請求人の主張要旨

（略）

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

1 弁明の趣旨

「実施機関の本件処分に違法、不当はない。」との裁決を求める。

2 本件処分の理由等

（1）本件処分の根拠規定について

ア 法第 78 条第 1 項について

法第 78 条第 1 項は、行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に同項各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない旨を定めたものである。

イ 法第 78 条第 1 項第 5 号について

法第 78 条第 1 項第 5 号は、公共の安全等に関する情報として不開示となる情報についての規定であり、行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、不開示となる旨を定めたものである。

ウ 法第 78 条第 1 項第 7 号について

法第 78 条第 1 項第 7 号は、事務又は事業に関する情報として不開示となる情報についての規定であり、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次のイからトまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、不開示となる旨を定めたものである。

「イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損な

- われるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(2) 不開示とした本件処分 of 適法性及び妥当性について

ア 警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名

警察業務は、警察法第2条第1項に規定されているとおり、犯罪捜査及び警察規制等を目的としている。また、刑事訴訟法において、犯罪捜査権は主として警察官によって行使されることが予定されており、警察官職務執行法その他の法令の規定に基づき、実力行使等の行政上の権限が警察官に与えられているところ、警察官は、犯罪現場や警察規制の現場等で、直接被疑者や被規制者等と対峙して、逮捕や規制等の結果を直接かつ強制的に実現することとなる等、その職務は、その相手方個人や組織から反発、反感を招きやすいものである。また、警察職員の配置を含む警察業務に関する情報は、一般市民にとっては些細な情報であっても、犯罪の実行や警察官に対する報復を目論む個人や組織にとっては、貴重な情報となることがあり、そのような情報が犯罪組織等に入手されることを防止する必要がある。このように、警察の業務は、相手方からの反発、反感を招きやすく、警察職員は攻撃や懐柔の対象とされるおそれがあり、その氏名等を公にすることにより、個人が特定され、当該警察職員やその家族が襲撃を受ける等危害を加えられ、ひいては、公共安全や秩序の維持に支障が生じるおそれがある。とりわけ、警部補以下の警察職員の場合は、現に職務質問等の街頭警察活動や犯罪の捜査に従事している、以前にこれらの職務に従事していたことがある、又は重要事件等発生若しくは所属内での配置変更等によりこれらの職務に従事することが予想されるなどから、氏名等を不開示とする必要があるというべきであり、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名は、法第78条第1項第5号に該当する情報であるといえる。

イ 担当者の判断

当該部分には、本件〇〇事案について警察官としての専門的見地に基づき判断した内容等が記載されており、これを開示することにより、〇〇事案についての判断基準等を推定されるなどのおそれがあり、今後当該若しくは同種の事案につき、率直な判断を記載する

ことを躊躇するようになるため、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する情報であるといえる。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、〇〇と主張するが、本件処分において不開示とした部分の情報が、それぞれ法第 78 条第 1 項第 5 号及び第 7 号に該当することは前記 2 のとおりであることから、審査請求人の主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件処分は法の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 諮問機関の主張要旨

諮問機関の理由説明書における主張は、次のとおりである。

審査請求人が令和〇年〇月〇日に提起した、法第 82 条第 1 項の規定に基づく実施機関の本件処分に対する審査請求に係る実施機関の弁明について、当諮問機関は、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る本件処分は法に基づき行われており、妥当であると考えている。

第七 審議会の判断理由

1 本件処分に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、本件処分について違法不当と述べている。

他方で、実施機関は、本件対象情報の不開示部分について、

- ・「警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名」は法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する情報
- ・「担当者の判断」は法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する情報

と判断している。そこで、開示請求に係る保有個人情報の原則開示義務を実施機関等に課す同条第 1 項の趣旨及び本件対象情報を見分した結果を踏まえて、以下のとおり、前記の同項各号に係る不開示情報該当性について主に検討する。なお、本件対象情報の特定の仕方について、特段不合理な点は認められない。

(1) 「警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名」について

ア 法第 78 条第 1 項第 5 号について

法第 78 条第 1 項第 5 号は、地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る）等が、開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると地方公共団体の機関等が認めることにつき相当の理由がある情報について、不開示情報である旨規定

している。

ここでいう「支障を及ぼすおそれがあると地方公共団体の機関等が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報をいい、これらの開示又は不開示の判断については、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、地方公共団体の機関等の第一次的な判断を尊重する趣旨であると解されている。

イ 法第 78 条第 1 項第 5 号の該当性について

「警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名」には、当該事務に従事した警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名が認められる。一般に警察職員は、他の公務員と異なり犯罪捜査や警察規制に係る取締りに従事することを本分としており、犯罪捜査や取締りの現場において、相手方の反発や反感を招きやすい立場にある。

それゆえ、その氏名等個人の特定につながる情報を開示すると、警察職員に報復を企てる者等からの加害行為を容易にするなど、警察職員及びその家族に対して危害が及ぶ可能性があり、ひいては犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に具体的な支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名を法第 78 条第 1 項第 5 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(2) 「担当者の判断」について

ア 法第 78 条第 1 項第 7 号について

法第 78 条第 1 項第 7 号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからトまでを例示的に掲げている。

「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

イ 法第 78 条第 1 項第 7 号の該当性について

「担当者の判断」には、事案に対する担当警察官の判断、所見が記載されている。これらを開示すると、担当者が自身の率直な判断や所見の記載を躊躇するなど、〇〇のうち支援対象者に該当する者の情報を確実に関係自治体に提供するといった当該事務又は事業の性質上、〇〇事案の処理に係る事務の公正かつ適切な執行に実質的な支障を及ぼすおそれが法的保護に値する蓋然性をもって認められるため、法第 78 条第 1 項第 7 号の該当性が認められる。

しかし、「担当者の判断」とされた箇所のうち、「保護取扱の有無」欄及び「〇〇の有無」欄には審査請求人の既知の事実と客観的に解するものの記載が、そして、「〇〇の手段」欄

には既に本件対象情報内で開示されている情報に相当するものの記載がそれぞれ認められる。

したがって、これらの箇所については、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれがある個人情報に該当するとはいえないことから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当するとの実施機関の主張は認められず、他の不開示情報にも該当しないことから、当該箇所については開示することが妥当である。

2 結論

以上のとおりであるから、「第一 審議会の結論」のとおり答申するものである。

(答申に関与した委員の氏名)

重本 達哉、三成 美保、池田 晴奈、石塚 武志、竹村 登茂子、結城 圭一

別表

本件対象情報	開示が妥当と判断した部分
〇〇事案取扱票 作成所属 〇〇警察署 番号〇〇	担当者の判断部分 ○ 「保護取扱の有無」欄 ○ 「〇〇の手段」欄 ○ 「〇〇の有無」欄